

かんわ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人広至会が設置するかんわ訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業は、地域社会及び家庭において、高齢者及び療養者の療養生活を支援し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保を図るとともに、専門的な知識及び技術に基づく看護を提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「事業所」とは、医療法人広至会が設置するかんわ訪問看護ステーションをいう。
- (2) 「事業」とは、事業所が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業をいう。
- (3) 「利用者」とは、事業所が提供する訪問看護又は介護予防訪問看護を利用する者をいう。
- (4) 「家族等」とは、利用者の家族、親族、代理人、家族代表者、連帯保証人その他利用者の支援に関わる者をいう。
- (5) 「従業者」とは、事業所に勤務し、訪問看護又は介護予防訪問看護の提供その他事業所の業務に従事する者をいう。
- (6) 「看護職員等」とは、保健師、看護師、准看護師その他、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護又は介護予防訪問看護の提供に従事する専門職をいう。
- (7) 「主治医」とは、利用者の診療を担当し、訪問看護指示書を交付する医師をいう。
- (8) 「関係機関」とは、医療機関、居宅介護支援事業所、介護支援専門員、市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業所その他利用者の療養生活を支援する機関をいう。
- (9) 「ICT」とは、訪問看護の提供、記録、説明、請求業務及び関係機関との連携に必要な情報通信技術をいう。

(運営の方針)

第3条 事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、国が定める人員、設備及び運営に関する基準並びに福岡県、福岡市その他関係自治体が定める条例、規則、要綱、基準その他関係通知等を遵守し、適正な事業運営に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かんわ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 福岡市東区若宮4丁目3番32号 大津アパート102号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師1名(常勤職員)

管理者は、所属する従業者を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 看護職員等 保健師、看護師又は准看護師常勤換算方法で2.5名以上
(うち1名以上は常勤)

看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を担当する。訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成は保健師又は看護師が行うものとする。

(3) 事務職員 1名

必要な事務業務を行う。

2 事業所の従業者については、必要に応じて増員することができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。

(2) 営業時間 9時00分から17時30分までとする。

(3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の申込みと提供方法)

第7条 訪問看護及び介護予防訪問看護の申込みと提供方法は、次のとおりとする。

(1) 訪問看護及び介護予防訪問看護は、主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書を作成し、実施する。なお、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(2) 利用希望者、家族等又は担当介護支援専門員等から事業所に直接申込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう説明する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、利用希望者又は家族等の意向を確認したうえで、関係機関と連携し、主治医の確保に向けた必要な調整を行う。

(4) 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関し、利用者に対して特定的主治医又は特定の事業者等を利用すべき旨の指示等を行うことにより、金品その他の財産上の利益を収受し、又は不適切な誘導を行わないものとする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第8条 訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 心身の健康状態及び病状の観察

(2) 療養生活上の相談、介護方法の指導

(3) 清潔の保持、清拭、洗髪及び入浴介助等の支援

(4) 食事、排泄、睡眠等の療養生活上の支援

(5) 疼痛その他の症状緩和に関する支援

(6) リハビリテーション

(7) 服薬状況及び残薬の確認、服薬管理その他必要な服薬支援

- (8) 終末期における看護及び家族等への支援
- (9) 医療機器を使用している利用者への看護
- (10) その他主治医の指示に基づく医療的処置及び管理
- (11) 精神的支援及び意思決定支援

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、福岡市東区、福岡市博多区、糟屋郡新宮町及び古賀市の区域とする。隣接する市区町村については、相談に応じるものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供中に、利用者の病状の急変その他の緊急事態を確認した場合は、利用者の安全確保を最優先に、必要な応急対応を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を講じるものとする。主治医に連絡が困難な場合又は緊急性が高い場合は、救急搬送その他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合又は事故の発生が疑われる場合は、速やかに利用者の家族等、主治医、関係市町村、居宅介護支援事業者その他関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況及び講じた措置を記録するとともに、原因を分析し、再発防止に努めるものとする。

4 事業所は、安全管理に関する基本的な考え方及び事故発生時の対応方法等を文書化し、安全管理体制を確保するものとする。

5 緊急時の連絡方法及び連絡経路については、あらかじめ利用者、家族等、主治医及び事業所の間で確認しておくものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法、健康保険法その他関係法令に基づき、厚生労働大臣が定める額とし、利用者から各法令に基づく自己負担額の支払いを受けるものとする。なお、介護保険において支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、その超えた額については全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を開始するにあたり、あらかじめ利用者又は家族等に対し、利用料その他の費用の内容及び金額について説明し、同意を得るものとする。

3 訪問看護及び介護予防訪問看護に係る交通費については、徴収しない。

4 利用者の都合により、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用を中止又は変更する場合は、あらかじめ事業所に連絡するものとする。サービス提供当日の営業開始時刻までに連絡がなく、看護職員等が訪問した場合は、キャンセル料として1,000円に消費税を加えた額を徴収するものとする。ただし、利用者の容態の急変、入院、災害その他緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

5 利用者本人その他正当な権限を有する者から訪問看護記録等の開示の請求があった場合は、個人情報保護に関する法律その他関係法令に基づき、適切に対応するものとする。なお、開示に係る費用は、次のとおりとする。

- (1) 開示手数料 3,000円に消費税を加えた額
- (2) 複写料 A4片面1枚につき20円に消費税を加えた額
- (3) 郵送を希望する場合 法人が指定する送付方法による郵送に要する費用の実費

- 6 訪問看護に必要な材料費のうち、保険適用外の衛生材料等については、その購入に要した費用の実費を利用者の負担とする。
- 7 その他、日常生活上必要な物品及びサービスの実施に必要なガス、電気、水道等に係る費用については、利用者の負担とする。
- 8 利用者又は家族等の希望により死後の処置を行った場合には、死後の処置料として、20,000円に消費税を加えた額を徴収するものとする。
- 9 前各項に定める費用の支払いを受けた場合は、費用の内容及び金額を記載した領収証を交付するものとする。
- 10 関係法令、診療報酬・介護報酬に関する告示及び通知等が改正された場合は、改正後の内容に基づき、利用料、加算その他法令等に定める事項を変更することがある。この場合、必要に応じて利用者又は家族等に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお当該委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定するとともに、事業所内研修及び外部研修機関が実施する研修を含め、従業者に対し、研修の機会を確保するものとする。また、利用者等の人権擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、災害対応、ハラスメント防止及び個人情報保護等に関する研修を定期的実施するものとする。

2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する秘密及び個人情報を保持し、退職後も同様に秘密を保持するものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者が安心して業務に従事できる環境を整備するため、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメント及び利用者又は家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、方針の明確化、相談体制の整備、従業者への周知その他必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に対して円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、事業の運営に関する記録、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関する記録、会計並びに設備及び備品に関する記録を整備し、正確かつ最新の内容を保つよう努めるものとする。なお、訪問看護記録書、訪問看護指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、市町村等に対する情報提供書、市町村等との連絡調整に関する記録、身体的拘束等に関する記録、苦情及び事故に関する記録その他必要な記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

8 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供、記録、説明、請求業務、関係機関との連携その他事業所の業務を円滑かつ適切に行うため、必要な範囲で ICT を活用した記録システム、情報共有システム、オンライン資格確認等を使用することができるものとする。

9 事業所は、福岡市暴力団排除条例その他関係法令に基づき、役員、管理者その他の従業者及び取引先について、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除し、事業の運営が暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じるものとする。

10 事業所は、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関し、厚生労働大臣、地方厚生局長、福岡県、福岡市その他関係行政機関に対する申請、届出等に係る手続並びに訪問看護療養費及び介護報酬に関する費用の請求に係る手続を適正に行うものとする。また、医療保険事業及び介護保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めるものとする。

11 事業所は、利用者又は他の事業者等に対し、利用者紹介の対価として金品その他の財産上の利益を提供し、又は利用者が事業所において訪問看護及び介護予防訪問看護を受けよう不適切な誘引を行わないものとする。

12 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人広至会在宅医療事業運営会議にて検討し、医療法人広至会理事長の承認を得て行う。

13 事業所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、独立した収支書を作成する。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和8年9月1日から改正施行する。